

社会福祉法人わかば園

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば園(以下「法人」という。)定款第8条並びに、第21条の規程に基づき、役員に対する報酬及び費用の弁償(以下「報酬等」という。)について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第8条に規程する評議員並びに第21条に規定する理事及び監事(以下「役員等」という。)とする。ただし、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合は、当該理事は除く。

(支給金額等)

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、評議員会または、理事会出席1回につき3,000円を支給する。
- (2) 費用の弁償は、支給しない。
- (3) その他の用務で出張した場合は、実費を支給する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日(定時評議員会の議決の日)から施行する。